

東北地方太平洋沖地震関連情報
 東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性について
 (第11報)

3月24日(水)、QAの追加等を行いました。

3月22日(火)、食品安全委員会での審議を開始しました。開催結果や今後の予定等は当委員会ホームページ (<http://www.fsc.go.jp/>) をご覧下さい。

第371回及び第372回食品安全委員会会合(平成23年3月22日、23日)の資料等は以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20110322sfc>

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20110323sfc>

3月23日(水)、3月21日(月)原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、関係自治体に対し、一部地域、品目に関して食品の摂取制限及び出荷制限を指示しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015wun.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015p8a.html>

厚生労働省からのモニタリング検査結果の公表等については、こちらに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j15.html>

3月20日(日)、食品衛生法上の指標値に関する諮問を厚生労働省から受けました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015mk5.html>

国民の皆様におかれましては、今後の情報にも留意してください。

消費者庁においても、情報提供を行っております。

<http://www.caa.go.jp/jisin/index.html>

- 1 現在、原子力発電所における事故に伴い避難指示等が出されるほか、原子炉内への注水等が実施されています。
 - 首相官邸
 - ・平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震への対応
 - 経済産業省 原子力安全・保安院
 - ・東北地方太平洋沖地震の影響について

- 2 食品の安全性については、3月17日(木)、厚生労働省が原子力安全委員会が定めた防災指針(「原子力施設等の防災対策について」)の指標値を食品衛生法に基づく暫定的な規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう対応することとし、各自治体に通知しました。

さらに、3月21日には、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、一部地域、品目に関しての出荷制限を行うことについて、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が関係の県知事に指示しました。

- 首相官邸
 - ・内閣官房長官記者会見 (3月23日11時00分～)
- 厚生労働省
 - ・放射能に汚染された食品の取り扱いについて (3月17日)
 - ・食品の出荷制限について (3月21日)
 - ・食品の摂取制限及び出荷制限について (3月23日)
 - ・福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道水の対応について (3月19日)
 - ・乳児による水道水の摂取に係る対応について (3月21日)
- 内閣府 原子力安全委員会
 - ・原子力施設等の防災対策について (5-3の③飲食物の摂取制限に関する指標 [23ページから25ページまで] を参照)

<原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限及び摂取制限について>

複数の自治体の食品から、食品衛生法に基づく暫定規制値を超える放射能が検出されたことから、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣は、3月21日、一部地域、品目に関する出荷制限を行うことを関係の県知事に指示しました。

当分の間の出荷制限 (3月21日指示)

品目	対象地域
ホウレンソウ及びカキナ	福島、茨城、栃木、群馬
原乳	福島

さらに、3月23日には、以下のとおり追加で出荷制限及び摂取制限の指示がありました。

当分の間の出荷制限 (3月23日指示)

品目	対象地域
非結球性葉菜類及び結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)、カブ	福島
原乳及びパセリ	茨城

当分の間の摂取制限 (3月23日指示)

品目	対象地域
非結球性葉菜類及び結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	福島

これらの出荷制限及び摂取制限は、各県内の各地域等の対象品目の分析の結果、暫定規制値を安定的に下回るようになった場合は解除することとされています。

(参考) 出荷制限: 出荷を差し控えること。

摂取制限: 摂取を差し控えること。

<食品衛生法に基づく飲食物に関する暫定規制値について>

この暫定規制値を上回る食品について、食用に供されることがないように販売その他について措置されることとなります。暫定規制値のうち、放射性ヨウ素と放射性セシウムに関する暫定規制値は以下のとおりです。

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： ¹³¹ I）
飲料水	300Bq/Kg
牛乳・乳製品（注）	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2000Bq/Kg

（注）100Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/Kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/Kg
穀類	
肉・卵・魚・その他	

<放射能等の強さを示す単位について>（出典1）及び3参照）

放射能とは、放射線（エックス線など）を出す能力のことを言います。ここで用いられている単位 Bq（ベクレル）とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間内に原子核が崩壊する数を表しています。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さのことを言います。一方、人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位としては、Sv（シーベルト）があります。

Bq（ベクレル）とSv（シーベルト）は以下のように換算できます。

（例1）

500Bqの放射性セシウム137が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $500 \times 1.3 \times 10^{-5}(\ast) = 0.0065\text{mSv}$ （ミリシーベルト=Svの1/1000）となります。

（例2）

300Bqの放射性ヨウ素131が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $300 \times 2.2 \times 10^{-5}(\ast) = 0.0066\text{mSv}$ となります。

※実効線量係数（経口）：放射能の単位であるベクレルから生体影響の単位であるシーベルトに換算する係数。核種（放射能の種類）、化学形、摂取経路により放射線障害防止法などで規定されており、以上の例は、同法に基づく告示に規定された数値を用いています。



<放射線の人体への影響について> (出典2)参照)

上記の例で算出した約0.007mSvの人体への影響は、東京からニューヨークに航空機で移動した場合の放射線の人体への影響(約0.1mSv)の約14分の1です。(胃のエックス線集団検診(1回)を受診した場合の放射線の人体への影響(約0.6mSv)の約86分の1です。)

(出典)

- 1) (独)放射線医学総合研究所ホームページ(平成23年3月14日更新)
- 2) 文部科学省パンフレット「放射線と安全確保」(平成21年3月)
- 3) 平成12年科学技術庁告示第5号「放射線を放出する同位元素の数量等」

4 関連情報

- 内閣府 原子力安全委員会
 - ・ 原子力安全委員会ホームページ
- 文部科学省
 - ・ 東北地方太平洋沖地震関連情報(都道府県別環境放射能水準調査結果等)
 - ・ 防災Q&A、文部科学省原子力安全課原子力防災ネットワークホームページ
- 東京電力
 - ・ 東京電力ホームページ(原子力)
- (独)放射線医学総合研究所
 - ・ (独)放射線医学総合研究所ホームページ
- 厚生労働省
 - ・ 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震関連情報
- 農林水産省
 - ・ 東北地方太平洋沖地震に関する情報
 - ・ 福島第一原子力発電所事故による農畜産物への影響

5 Q&A

次ページへ



Q&A

問1 食品を介した放射性物質の健康への影響について、食品安全委員会としてどのように対応していくのですか。

(答)

- 1 食品を介した放射性物質の健康への影響については、3月17日から厚生労働省が食品衛生法に基づいて原子力安全委員会の定める指標値を暫定的な規制値とし、この規制値を超える食品の流通をさせないよう各都道府県に求めています。
さらに、3月21日及び23日には、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限を行うことについて原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が関係の県知事に指示しており、安全な食品の流通が確保されると聞いています。
- 2 食品衛生法に基づく措置については、食品安全基本法第11条第1項第3号に基づき「緊急を要する場合であらかじめ評価を行ういとまがないとき」として、事後に厚生労働省の諮問を受けて食品健康影響評価を行うこととしており、3月20日に諮問を受け、3月22日に審議を開始しました。可能な限り速やかに一定の結論を出してまいりたいと考えています。
- 3 このほか、食品安全委員会としては、食の安全に関する国民の不安や疑問に対応するため、関連する科学的な情報等を適切に提供していきたいと考えています。



問2 流通している食品は大丈夫なのですか。

(答)

- 1 福島県によれば、原子力発電所周囲の避難対象区域からの農産物の出荷は可能な状態ではないとのことでした。
- 2 また、3月21日及び23日には、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限を行うことについて原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が関係の県知事に指示しています。
- 3 出荷制限対象以外の今後流通する食品については、食品衛生法に基づき定められた暫定的な規制値を超えるものは、流通させないよう取組がなされます。

問3 家庭菜園で育てた野菜等は食べても大丈夫ですか。

(答)

3月21日及び23日には、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限が行われており、また、出荷制限対象以外の流通する食品についても、食品衛生法に基づき定められた暫定的な規制値を超えるものは流通させない取組がなされています。

したがって、家庭菜園の所在地が出荷制限又は摂取制限が行われている地域等に該当しないかどうかをよく注意してください。



問4 この暫定的な規制値は評価が行われていませんが、暫定規制値を超える食品を摂取してしまった場合に健康への悪影響は生じるのですか。

(答)

- 1 今回、厚生労働省が策定した暫定規制値は、原子力安全委員会が設定した指標を暫定規制値としたものです。
- 2 放射性物質を含む食品の摂取による人体への影響は、内部被ばくによるものです。原子力安全委員会は、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基準を基に指標を定めています。これは、例えば放射性ヨウ素の場合は甲状腺等価線量50ミリシーベルト／年（実効線量で約2mSv/年）、放射性セシウムの場合には実効線量5ミリシーベルト／年とされています。
- 3 これらの値を基準とし、飲料水、牛乳・乳製品、野菜、穀類、肉、卵、魚その他の食品毎にこの基準値を割り振り、年間の摂取量を想定して、1年間で摂取し続けた場合に、基準値に達する放射能濃度として求めたのが原子力安全委員会が設定した指標です。
- 4 したがって、原子力安全委員会が設定した指標と同じ暫定規制値については、それを上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるというものではないとされています。

(参考)国際放射線防護委員会(ICRP)(International Commission on Radiological Protection)

1928年に設立された国際X線・ラジウム防護委員会を継承し、1950年に放射線防護の国際的基準を勧告することを目的として設立された国際委員会(非政府機関)で、世界の医学・保健・衛生等の権威者を集めて構成されている。我が国の法律もこの委員会の勧告に沿って線量限度などを定めている。(出典:(財)原子力安全研究協会「緊急被ばく医療のホームページ」より)



問5 暫定規制値の設定に当たり、食品安全委員会として食品健康影響評価を行わないのですか。

(答)

- 1 今般の食品衛生法に基づく暫定規制値の設定については、食品安全基本法第11条第1項第3号に規定する「あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当することから、同条第1項ただし書の規定により、食品安全委員会による事前の食品健康影響評価を経ずになされたものです。
- 2 しかしながら、上述のような緊急時であっても、同法第11条第2項の規定により、「事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない」こととされています。3月20日には厚生労働省から食品衛生法上の指標値に関して評価要請を受け、科学的知見に基づき中立・公正に食品健康影響評価を行うこととしており、3月22日から審議を開始しました。可能な限り速やかに一定の結論を出してまいりたいと考えています。

(参考)

○食品衛生法(抄)(平成15年5月23日法律第48号)

(食品健康影響評価の実施)

第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
 - 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。



問6 食品安全委員会の行っている食品健康影響評価の審議状況はどうなっていますか。また、その評価結果はどのように活用されるのですか。

(答)

- 1 食品安全委員会では、既に3月22日、23日の2回にわたり審議が行われていますが、7名の食品安全委員会委員のほか、放射線医学や公衆衛生学、薬学などの知見を有する大学や研究所に所属する14名の専門参考人の参加を得て、放射性物質と食品の安全性などについて審議が行われました。
- 2 今後は、
 - ① 国際放射線防護委員会(ICRP)の考え方を基本として、
 - ② 核種としてヨウ素131と放射性セシウムを対象として、
 - ③ 可能な範囲で摂食量のデータも参考に、方向で速やかに審議が進められることとなっています。
- 3 なお、食品安全委員会の評価結果は、厚生労働省において必要な管理措置を検討するための根拠となるものです。

問7 野菜などを食べる際に気をつける事はありますか。

(答)

3月21日及び23日に、原子力災害対策特別措置法に基づき、一部地域、品目に関して食品の出荷制限及び摂取制限が行われており、また、出荷制限対象以外の流通する食品についても、食品衛生法に基づき定められた暫定的な規制値を超えるものは流通させない取組がなされています。

独立行政法人放射線医学総合研究所によれば、「野菜を洗う、煮る(煮汁は捨てる)、皮や外葉をむく、などによって、汚染の低減が期待できます」とされています。



問8 昆布やワカメに被ばく予防効果があるというのは本当ですか。

(答)

昆布やワカメなどには、ヨウ素が含まれていますが、含まれる安定ヨウ素量が一定でないなどの理由から予防効果は期待できません。

なお、被ばく予防のための安定ヨウ素剤については、原子力災害の緊急時に指定された避難場所などで指示があった場合にのみ服用してください。

問9 水道水は飲んだり調理に用いて大丈夫なのでしょう。入浴等の生活用水として用いるのはどうでしょう。

(答)

- 1 放射性物質の水道水への影響については、文部科学省が水道蛇口から採取した上水(蛇口水)の放射線を各都道府県に委託して測定しています。
- 2 その測定値が原子力安全委員会が設定した「飲食物摂取制限に関する指標」(指標)を超過した場合、①指標を超えるものは飲用を控えること、②入浴等の生活用水としての利用には問題がないこと、③代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと、とされています。(3月19日付の厚生労働省の通知)
- 3 また、水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kg を超える場合には、乳児用調製粉乳を水道水で溶かして乳児に与えるなど、乳児による水道水の摂取を控えることとされています。なお、この値は、長期にわたり摂取した場合の健康影響を考慮して設定したものであり、代替となる飲用水が確保できない場合には、摂取しても差し支えないとされています。(3月21日付の厚生労働省の通知)
- 4 なお、浄水器による放射性物質の除去については、機種機能により効果が異なりますので、一概に効果があるとはいえません。



問10 母乳を通じて赤ちゃんが放射性物質を摂取するのが心配です。

(答)

母乳を介した影響については、日本産婦人科学会が以下のような見解を公表していますので、こうした情報をご参考にしてください。

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/announce_20110324.pdf

問11 放射線と放射能はどう違うのですか。

(答)

放射線とは、放射性物質(セシウム 137 等)の崩壊に伴い放出されるエネルギーを持った粒子又は電磁波のことです。放射能は放射線を出す能力です。その能力を持つ物質を放射性物質といいます。

一般に「放射能漏れ」とは「放射性物質漏れ」のことであり、放射線を出す放射性物質が原子力施設の外部に漏れ出すことです。

問12 そもそも農産物や食品には放射性物質があるのでしょうか。

(答)

私たちの身の回りには極わずかですが天然の放射性物質があります。これらの物質から常に放射線を浴びています。

これら全体では1年間に2.4ミリシーベルト(世界平均)の放射線を浴びており、うち食物などからは0.29ミリシーベルトの放射線を浴びています。



問13 ベクレルとシーベルトはどう違うのですか。

(答)

ベクレル(Bq)とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間に原子核が崩壊する数を表したものです。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さを言います。

一方、シーベルト(Sv)とは、人間が放射線を浴びたときの影響度を示す単位です。ベクレルからシーベルトには、以下の式で換算できます。

$$\text{mSv} = \text{Bq} \times \text{実効線量係数}$$

注:実効線量係数とは、放射能の単位であるベクレルからシーベルトに換算する係数。核種(セシウム137等)や摂取経路により放射線障害防止法などで規定されており、セシウム137の場合、 1.3×10^{-5} とされています。

問14 放射性物質の半減期とはどういうものですか。

(答)

放射性物質は永遠に残るものではありません。放射性物質は種類によって、その原子数が半分に減少するまでの時間(半減期)が違います。例えばヨウ素131の場合は約8日と短い一方、セシウム137は約30年となっています。

問15 通常より多くの放射性物質が含まれているかどうかは、どのようにしてわかるのですか。

(答)

厚生労働省の通知「放射能汚染された食品の取り扱いについて」に基づく「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」により、各地方自治体が検査を実施することとなっていますので、この結果により確認されることとなります。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e.html>



【出典】

問7：(独)放射線医学総合研究所ホームページ

<http://www.nirs.go.jp/information/info.php?i6>

問8：(独)放射線医学総合研究所ホームページ

<http://www.nirs.go.jp/data/youso-1.pdf>

問9：厚生労働省発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015k18.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015ox9-img/2r98520000015oyx.pdf>

問10：日本産婦人科学会ホームページ

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/announce_20110324.pdf

問11：文部科学省 原子力安全課 原子力防災ネットワーク、環境防災Nネット
原子力防災Q & A 「Q7. 放射能と放射線はどう違うのですか？」より

http://www.bousai.ne.jp/vis/box/index0201.html#a_02

問12：文部科学省WEB 原子力・放射線安全確保

「Q3. 私たちは普段どれくらいの放射線を浴びているのですか？」より

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/faq/1261206.htm

問13：(独)放射線医学総合研究所ホームページ

http://www.nirs.go.jp/rd/faq/radiology.shtml#anchor_01_07

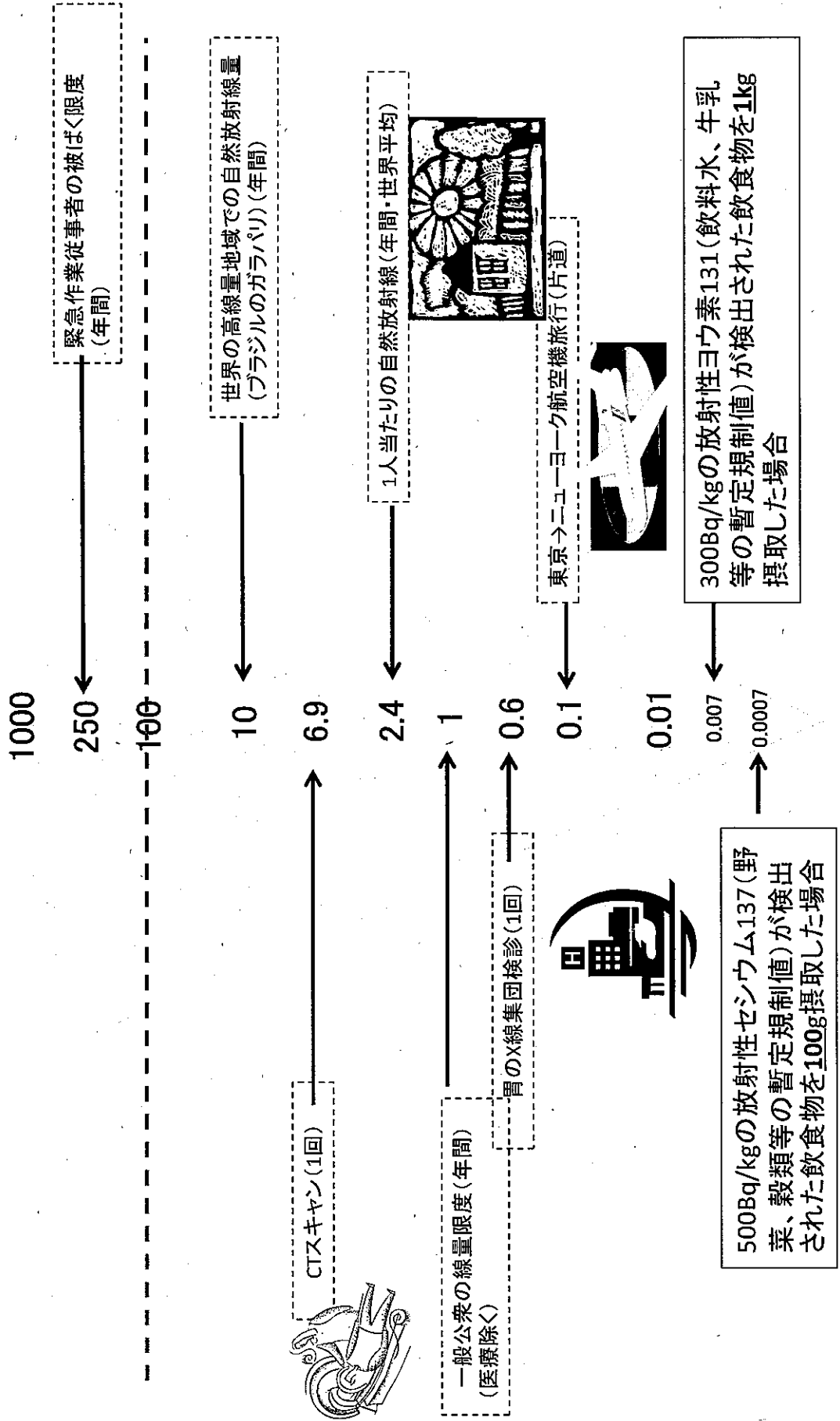
平成12年科学技術庁告示第5号「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/04/22/h121023_05.pdf

問14：財団法人原子力安全技術センターWEB「原子力防災基礎用語集」より

http://www.bousai.ne.jp/vis/bousai_kensyu/glossary/ha18.html

日常生活と放射線(単位:mSv(ミリシーベルト))



出典: 文部科学省「日常生活と放射線」、放射線医学総合研究所HP

食安発 0317 第 3 号
平成 23 年 3 月 17 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

放射能汚染された食品の取り扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたところである。

このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第 6 条第 2 号に当たるものとして食用に供されることがないよう販売その他について十分処置されたい。

なお、検査に当たっては、平成 14 年 5 月 9 日付け事務連絡「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」を参照し、実施すること。

別添

○飲食物摂取制限に関する指標

核種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

22生産第10764号

平成23年3月20日

全国農業協同組合連合会
代表理事理事長 あて

農林水産省生産局長

ほうれんそうの供給確保について（要請）

野菜の安定的な生産及び出荷につきましては、日頃からご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に関連し、3月19日、茨城県産のほうれんそうから食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

これを受け、茨城県では、当面の間、県全域で、ほうれんそうの出荷を自粛すると発表したところです。

茨城県はほうれんそうの主要産地であり、3月下旬から4月にかけて東京都中央卸売市場における市場シェアが約3割となっていることから、茨城県産ほうれんそうの出荷自粛により消費者や実需者への安定供給に支障を及ぼすことが懸念されるところです。

つきましては、下記について、特段のご協力をお願いいたします。

記

需給状況を見た上で、現在の茨城県以外の主要産地における傘下出荷団体に対し、

- ① 供給可能量を把握した上で出荷の前倒しを行うとともに、規格外品の出荷促進を図るよう指導を行うこと
- ② 茨城県産ほうれんそうの主な出荷先である関東方面の各市場において、出荷量の偏りがないよう出荷指導を行うこと

食品における放射能検出に関するお願い

平成 23 年 3 月 20 日
消費者担当大臣 蓮舫

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震において被災をされた皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、救援、救出に全力を挙げていただいている自衛隊、警察、消防、海上保安庁、そして各自治体、関係各位の身を惜しまない御努力に心から感謝を申し上げます。

今般、福島県産、茨城県産等の食品から食品衛生法上の暫定規制値を超えた放射能が検出されたとの発表がありました。

これら放射能が検出された原乳、ホウレンソウ等については、これまでの官房長官や厚生労働副大臣の会見にありますように、一時的に摂取したからといって、直ちに健康に影響を及ぼすものとは考えられません。

現在、国や自治体では更なる調査を行っており、その結果に基づき適切な措置をとることとなっています。

どうか消費者の皆様には、根拠のない噂などにより混乱せず、確かな情報に基づき冷静に対応してくださいませよう、お願いいたします。

食品からの放射能検出に伴う出荷制限について

平成23年3月21日

消費者担当大臣 蓮舫

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震において被災をされた皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、救援、救出に全力を挙げていただいている関係各位の身を惜しまない御努力に心から感謝を申し上げます。

今般、食品衛生法上の暫定規制値を超えた放射能が食品から検出されました。これを受け、政府として、ホウレンソウ及びこれと同様の形態の葉菜類（当面、カキナ。今後の調査結果を踏まえて、必要に応じ追加（注）。）について、茨城県、栃木県、群馬県及び福島県に対し、各県内全域につき、当分の間、出荷を差し控えるよう指示するとともに、原乳について、福島県に対し、県内全域につき、当分の間、出荷を差し控えるよう指示することとしました。

今回の出荷制限の対象品目を一時的に摂取したとしても、直ちに健康に影響を及ぼすものとは考えられません（※）。しかし、暫定規制値を超える状態が長く継続することは好ましくないことから、政府として、消費者の食の安全の確保に万全を期すため、出荷制限の指示を決定いたしました。

今後、引き続き、調査結果を分析・評価した上で必要があれば追加の指示をするとともに、今回の出荷制限は、各県内の各地域等の対象品目の分析の結果、暫定規制値を安定的に下回るようになるまで行われることとなります。

どうか消費者の皆様には、根拠のない噂などにより混乱せず、確かな情報に基づき冷静に対応していただきますよう、お願いいたします。

（※）食品衛生法上の暫定規制値は、原子力安全委員会が設定した指標を暫定規制値としたもので、この指標は、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した基準をもとに定められています。その数値のものを1年間食べ続けると初めて健康に影響が出る可能性があるというものであり、数値を上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるものではありません。

（注）3月23日以降、品目が追加されています。最新の地域と品目は[こちら](#)。

食品からの放射能検出に伴う摂取制限について

平成 23 年 3 月 23 日
消費者担当大臣 蓮舫

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震において被災をされた皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、救援、救出に全力を挙げていただいている関係各位の身を惜しまない御努力に心から感謝を申し上げます。

今般、福島県の一部野菜について、これまでの放射性物質（ヨウ素）に加え、暫定規制値（※）を大幅に上回る放射性物質（セシウム）の付着が検出されました。

福島第一原子力発電所の事故の発生から10日が経ちますが、仮に、当該野菜の中で最大値を示した野菜を約10日間にわたって食べていたと仮定すると、1年間の自然放射線量のほぼ2分の1となります。

したがって、現状では1年間の自然放射線量に達するような摂取が行われているケースは想定しがたいといえます。ただ、現時点では、福島第一原子力発電所の事故が収束していない状態であることや、今後、さらに放射性物質が降下し、野菜等に蓄積していく傾向にあることを踏まえ、本日、福島県産の葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）について、原子力災害対策本部長（菅内閣総理大臣）から福島県に対し、当分の間、摂取を差し控えるよう指示が行われました。

消費者の皆様は、福島県産の「摂取制限の対象品目」の摂取を、当分の間、見合わせてくださいますようお願いいたします。

（※）食品衛生法上の暫定規制値は、原子力安全委員会が設定した指標を暫定規制値としたもので、この指標は、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した基準をもとに定められています。その数値のものを1年間食べ続けると初めて健康に影響が出る可能性があるというものであり、数値を上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるものではありません。

22総合第1745号
平成23年3月21日

中央卸売市場の開設者、市場関係団体 あて

農林水産省総合食料局長

東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた卸売市場における
生鮮食料品の取扱いについて

日頃より、卸売市場行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島原子力発電所の事故に関連して、本日、政府の原子力災害対策本部において、出荷制限の対象となる地域と対象品目について指示がなされたところであります。

卸売市場における生鮮食料品の取扱いにつきましては、今回の指示に基づき適切な対応をされますようお願いいたします。

具体的には、卸売市場においては、卸売市場法第36条第2項において、正当な理由なく受託を拒否することを禁止しておりますが、「法令違反又は行政当局の指示・命令がある場合」については従来より正当な理由に該当することとしているところであります。

今回の指示による出荷制限対象地域の対象品目については、原子力災害対策本部が出荷制限を指示するものであることから、受託拒否の正当な理由のうち「行政当局の指示・命令がある場合」に該当するものと考えております。

他方、今回の出荷制限の対象地域内における対象品目以外の品目について、暫定規制値を超える放射線物質が検出されるなど科学的・客観的な根拠がある場合を除き、受託拒否することは、正当な理由があると判断することが難しいと考えております。

なお、今回の指示による出荷制限の対象地域以外の地域の品目や対象地域内の対象品目以外の品目について、暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合、原子力災害対策本部による出荷制限の可否の判断がなされるまでの間、出荷自粛等を求める際には、科学的・客観的な根拠に基づいて必要な

範囲で行われるようお願いいたします。

国としては、今回の原子力発電所の事故に関して、放射性物質の検出結果等を速やかに公表しているところではありますが、更に、放射能の食品への影響や放射性物質を含んだ食品を摂取した場合の健康への影響等の情報等を消費者・国民に積極的に提供して冷静な対応を促し、実際、消費者・国民にも広く理解していただいていると考えておりますので、市場関係者の皆様におかれましても、今回の事案に関して科学的・客観的な根拠に基づき適切に行動され、生鮮食料品の円滑な流通の促進に資するようあらためてお願いいたします。

(中央卸売市場の開設者 (46の地方公共団体))

札幌市長、青森市長、八戸市長、盛岡市長、秋田市長、仙台市長、福島市長、いわき市長、宇都宮市長、さいたま市長、千葉市長、船橋市長、東京都知事、横浜市長、川崎市長、甲府市長、静岡市長、浜松市長、新潟市長、富山市長、金沢市長、福井市長、名古屋市長、岐阜市長、京都市長、大阪府知事、大阪市長、神戸市長、姫路市長、奈良県知事、和歌山市長、岡山市長、広島市長、宇部市長、徳島市長、高松市長、松山市長、高知市長、北九州市長、福岡市長、久留米市長、長崎市長、佐世保市長、宮崎市長、鹿児島市長、沖縄県知事

(市場関係団体)

全国中央卸売市場協会 代表者

全国公設地方卸売市場協議会 代表者

全国第3セクター市場連絡協議会 代表者

全国卸売市場対策協議会 代表者

(社) 全国中央市場青果卸売協会 代表者

(社) 全国青果卸売市場協会 代表者

全国青果卸売協同組合連合会 代表者

(社) 全国中央市場水産卸協会 代表者

全国魚卸売市場協会 代表者

全国水産物卸組合連合会 代表者

(社) 日本食肉市場卸協会 代表者

東京食肉市場卸商協同組合 代表者

(社) 全国食肉買参協会 代表者

22 総合第1750号
平成23年3月22日

小売・加工卸関係団体代表者 宛て

農林水産省総合食料局長

東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた生鮮食料品等の取扱いについて

日頃より、食品流通行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島原子力発電所事故に関連して、3月21日、政府の原子力災害対策本部において、出荷制限の対象となる地域と対象品目について指示がなされたところであります。

これを受け、農林水産省では、「東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた卸売市場における生鮮食料品の取扱いについて」（平成23年3月21日付け農林水産省総合食料局長通知（別添））により、卸売市場の開設者及び関係団体等に対し、「今回の出荷制限の対象地域内における対象品目以外の品目について、暫定規制値を超える放射性物質が検出されるなど科学的・客観的な根拠がある場合を除き、受託拒否することは、正当な理由があると判断することが難しい」こと等を通知し、科学的・客観的な根拠に基づく適切な行動を求めるとともに、このことについて、同日付けで、皆様方にも既に周知したところであります。

今回の指示により、出荷制限の対象地域の対象品目（ハウレンソウ及びカキナ）については、当該地域から出荷されることはありませんし、卸売市場において受託拒否の対象となり、市場に流通することはありません。

他方、今回の出荷制限の対象地域以外の地域の品目や対象地域内の対象品目以外の品目については、暫定規制値を超える放射線物質が検出されるなど科学的・客観的な根拠に基づき出荷自粛等が行われる場合を除き、その円滑

な流通を確保し、消費者に安定的に供給されることが必要であると考えております。

つきましては、食品小売業者等の皆様におかれましては、今回の出荷制限の対象地域以外の地域の品目や対象地域内の対象品目以外の品目については、原子力災害対策本部、厚生労働省、食品安全委員会及び農林水産省から提供される情報等を十分御理解の上、科学的・客観的な根拠に基づいて適切に対処していただきますよう、再度あらためてお願いいたします。

国としては、今回の原子力発電所の事故に関して、放射性物質の検出結果等を速やかに公表しているところでありますが、更に、放射能の食品への影響や放射性物質等を含んだ食品を摂取した場合の健康への影響等の情報を消費者・国民に積極的に提供して冷静な対応を促し、実際、消費者・国民にも広く理解していただいていると考えておりますので、食品小売業者等の皆様におかれましても、今回の事案に関して科学的・客観的な根拠に基づき適切に行動され、生鮮食料品等の円滑な流通の促進に資するよう再度改めてお願いいたします。

なお、このことを貴団体の会員企業に対し御指導いただくよう、よろしく
お願いいたします。

(小売・加工卸関係団体)

財団法人食品流通構造改善促進機構 代表者
財団法人食料農商交流協会 代表者
全国水産物商業協同組合連合会 代表者
全国青果物商業協同組合連合会 代表者
日本果物商業協同組合連合会 代表者
全国小売市場総連合会 代表者
社団法人日本加工食品卸協会 代表者
社団法人日本外食品卸協会 代表者
全国給食事業協同組合連合会 代表者
日本給食品連合会 代表者
社団法人新日本スーパーマーケット協会 代表者
社団法人日本ショッピングセンター協会 代表者
社団法人日本フランチャイズチェーン協会 代表者
社団法人日本ボランタリー・チェーン協会 代表者
日本スーパーマーケット協会 代表者
日本小売業協会 代表者
日本百貨店協会 代表者
日本チェーンストア協会 代表者
協同組合セルコチェーン 代表者
全日食チェーン商業協同組合連合会 代表者
無添加食品販売協同組合 代表者
オール日本スーパーマーケット協会 代表者
日本生活協同組合連合会 代表者
日本チェーンドラッグストア協会 代表者

22総合第1744号
平成23年3月20日

関係団体代表者 殿

農林水産省総合食料局長

東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた農作物や食品等の
取り扱いについて

東北地方太平洋沖地震で被災された皆様には、謹んで御見舞い申し上げます。また、日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、報道にもございますとおり、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島原子力発電所事故に関連して、茨城県産のハウレンソウや福島県産の原乳から、食品衛生法の暫定規制値を超過する放射性物質が検出されました。これについては、政府の原子力災害対策本部において、出荷制限を含めた適切な対策等を早急に決定していくこととしています。

このような中で、今回の地震、津波及び原子力発電所事故の発生前に生産・製造された農作物や食品等について、一部に取引に支障を来す事例が見受けられるところです。原子力発電所事故の発生前に生産・製造された農作物や食品等については、事故の発生時以後も屋内で適切な管理の下に貯蔵されている限り、放射性物質を含む粉じんを浴びることがないため、安全性が損なわれる可能性は極めて低いと考えられます。

食料品等の流通に携わる事業者の皆様、農林水産物を原料とした食料品等の製造に携わる事業者の皆様におかれましては、科学的根拠に基づく冷静な対応をしていただきますようお願い申し上げます。

農林水産省といたしましては、今後とも、関係各府省庁と協力のもと、関係する情報を逐一提供して参りたいと考えております。

社団法人日本精米工業会 代表者 殿
社団法人全国包装米飯協会 代表者 殿
社団法人日本炊飯協会 代表者 殿
日本米穀小売商業組合連合会 代表者 殿
全国米菓工業組合 代表者 殿
全国米穀販売事業共済協同組合 代表者 殿
全国米穀工業協同組合 代表者 殿
全国穀類工業協同組合 代表者 殿
全国餅工業協同組合 代表者 殿
日本発芽玄米協会 代表者 殿
ビーフン協会 代表者 殿
財団法人エリザベス・アーノルド富士財団 代表者 殿
財団法人食生活研究会 代表者 殿
財団法人製粉振興会 代表者 殿
財団法人農業倉庫受寄物損害補償基金 代表者 殿
財団法人飯島記念食品科学振興財団 代表者 殿
社団法人全国ビスケット協会 代表者 殿
社団法人全国食糧保管協会 代表者 殿
社団法人全国米麦改良協会 代表者 殿
社団法人全集連保証協会 代表者 殿
社団法人日本パスタ協会 代表者 殿
社団法人日本パン技術研究所 代表者 殿
社団法人日本パン工業会 代表者 殿
社団法人日本即席食品工業協会 代表者 殿
輸入食糧協議会 代表者 殿
全国麦茶工業協同組合 代表者 殿
全日本丸十パン商工業協同組合 代表者 殿
全日本パン協同組合連合会 代表者 殿
全国ビスケット工業協同組合 代表者 殿
全国穀用紙袋協会 代表者 殿
日本麻袋協会 代表者 殿
全国製麺協同組合連合会 代表者 殿
一般社団法人日本冷凍めん協会 代表者 殿
全国精麦工業協同組合連合会 代表者 殿
全国主食集荷協同組合連合会 代表者 殿
日本イースト工業会 代表者 殿
全国小麦粉卸商組合連合会 代表者 殿
全国乾麺協同組合連合会 代表者 殿
製粉協会 代表者 殿
日本プレミックス協会 代表者 殿
全国パン粉工業協同組合連合会 代表者 殿
全国穀用樹脂袋協会 代表者 殿
日本フラワーペースト工業会 代表者 殿

協同組合全国製粉協議会 代表者 殿
全国小麦粉分離加工協会 代表者 殿
協同組合全国製麩工業会 代表者 殿
全国米麦紙袋協会 代表者 殿
財団法人食品流通構造改善促進機構 代表者 殿
財団法人食料農商交流協会 代表者 殿
全国中央卸売市場協会 代表者 殿
全国公設地方卸売市場協議会 代表者 殿
全国第3セクター市場連絡協議会 代表者 殿
全国卸売市場対策協議会 代表者 殿
社団法人全国青果卸売市場協会 代表者 殿
社団法人全国中央市場青果卸売協会 代表者 殿
全国青果卸売協同組合連合会 代表者 殿
社団法人全国中央市場水産卸協会 代表者 殿
全国魚卸売市場連合会 代表者 殿
全国水産物卸組合連合会 代表者 殿
社団法人日本食肉市場卸売協会 代表者 殿
東京食肉市場卸商協同組合 代表者 殿
社団法人全国食肉買参協会 代表者 殿
全国中央卸売市場関連事業者団体連合会 代表者 殿
全国水産物商業協同組合連合会 代表者 殿
全国青果物商業協同組合連合会 代表者 殿
日本果物商業協同組合連合会 代表者 殿
全国小売市場総連合会 代表者 殿
社団法人日本加工食品卸協会 代表者 殿
社団法人日本外食品卸協会 代表者 殿
全国給食事業協同組合連合会 代表者 殿
日本給食品連合会 代表者 殿
社団法人新日本スーパーマーケット協会 代表者 殿
社団法人日本ショッピングセンター協会 代表者 殿
社団法人日本フランチャイズチェーン協会 代表者 殿
社団法人日本ボランタリーチェーン協会 代表者 殿
日本スーパーマーケット協会 代表者 殿
日本小売業協会 代表者 殿
日本百貨店協会 代表者 殿
日本チェーンストア協会 代表者 殿
協同組合セルコチェーン 代表者 殿
全日食チェーン商業協同組合連合会 代表者 殿
無添加食品販売協同組合 代表者 殿
オール日本スーパーマーケット協会 代表者 殿
日本生活協同組合連合会 代表者 殿
日本チェーンドラッグストア協会 代表者 殿
財団法人食品産業センター 代表者 殿

油糧輸出入協議会 代表者 殿
社団法人大豆供給安定協会 代表者 殿
社団法人日本コーングリッツ協会 代表者 殿
社団法人日本植物油協会 代表者 殿
日本こめ油工業協同組合 代表者 殿
全国油脂販売業者連合会 代表者 殿
社団法人日本油料検定協会 代表者 殿
社団法人日本油化学会 代表者 殿
全国油脂事業協同組合連合会 代表者 殿
日本マーガリン工業会 代表者 殿
全国マーガリン製造協同組合 代表者 殿
財団法人全日本マーガリン協会 代表者 殿
財団法人日本水産油脂協会 代表者 殿
財団法人豆腐会館 代表者 殿
日本豆腐協会 代表者 殿
全国豆腐油揚協同組合連合会 代表者 殿
全国豆腐油揚商工組合連合会 代表者 殿
全国納豆協同組合連合会 代表者 殿
全国凍豆腐工業協同組合連合会 代表者 殿
社団法人日本植物蛋白食品協会 代表者 殿
日本豆乳協会 代表者 殿
全国きな粉工業会 代表者 殿
全国味噌工業協同組合連合会 代表者 殿
社団法人中央味噌研究所 代表者 殿
全国醤油工業協同組合連合会 代表者 殿
日本醤油協会 代表者 殿
全日本漬物協同組合連合会 代表者 殿
日本漬物輸入事業協同組合 代表者 殿
日本製館協同組合連合会 代表者 殿
全国胡麻加工組合連合会 代表者 殿
財団法人山崎香辛料振興財団 代表者 殿
財団法人浦上食品・食文化振興財団 代表者 殿
財団法人味の素食の文化センター 代表者 殿
社団法人日本ソース工業会 代表者 殿
全日本カレー工業協同組合 代表者 殿
日本からし協同組合 代表者 殿
全国食酢協会中央会 代表者 殿
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会 代表者 殿
日本うま味調味料協会 代表者 殿
全日本スパイス協会 代表者 殿
全国ふりかけ協会 代表者 殿
全国みりん風調味料協議会 代表者 殿
日本加工わさび協会 代表者 殿

風味調味料協議会 代表者 殿
日本アミノ酸液工業会 代表者 殿
社団法人日本缶詰協会 代表者 殿
日本エキス調味料協会 代表者 殿
社団法人全日本コーヒー協会 代表者 殿
全日本コーヒー商工組合連合会 代表者 殿
日本グリーンコーヒー協会 代表者 殿
日本珈琲輸入協会 代表者 殿
日本インスタントコーヒー協会 代表者 殿
日本家庭用レギュラーコーヒー工業会 代表者 殿
社団法人食品容器環境美化協会 代表者 殿
社団法人全国清涼飲料工業会 代表者 殿
全国清涼飲料協同組合連合会 代表者 殿
全国清涼飲料工業組合連合会 代表者 殿
全国シャンメリー協同組合 代表者 殿
日本ミネラルウォーター協会 代表者 殿
日本コーヒー飲料協会 代表者 殿
コカ・コーラ協会 代表者 殿
日本カラメル工業会 代表者 殿
日本スープ協会 代表者 殿
日本即席スープ協会 代表者 殿
全日本ユーシーシー事業協同組合 代表者 殿
全日本菓子協会 代表者 殿
全日本菓子工業協同組合連合会 代表者 殿
全国菓子工業組合連合会 代表者 殿
社団法人日本洋菓子協会連合会 代表者 殿
日本洋菓子工業協同組合 代表者 殿
協同組合全日本洋菓子工業会 代表者 殿
日本チョコレート工業協同組合 代表者 殿
日本チョコレート・ココア協会 代表者 殿
日本チューインガム協会 代表者 殿
全国飴菓子工業協同組合 代表者 殿
日本スナック・シリアルフーズ協会 代表者 殿
全国油菓工業協同組合 代表者 殿
全国和菓子協会 代表者 殿
全国半生菓子協会 代表者 殿
全国せんべい協会 代表者 殿
全国銘産菓子工業協同組合 代表者 殿
全日本菓子輸出工業協同組合連合会 代表者 殿
全国菓子卸商業組合連合会 代表者 殿
日本菓子BB協会 代表者 殿
社団法人菓子・食品新素材技術センター 代表者 殿
全国病院用食材卸売業協同組合 代表者 殿

新食品会 代表者 殿
日本介護食品協議会 代表者 殿
日本ベビーフード協議会 代表者 殿
日本凍結乾燥食品工業会 代表者 殿
社団法人日本フードサービス協会 代表者 殿
財団法人食の安全・安心財団 代表者 殿
事業協同組合全国焼肉協会 代表者 殿
社団法人日本麺類業団体連合会 代表者 殿
財団法人すかいらーくフードサイエンス研究所 代表者 殿
社団法人日本べんとう振興協会 代表者 殿
日本料理アカデミー 代表者 殿
社団法人日本給食サービス協会 代表者 殿
社団法人日本私立学校給食協会 代表者 殿
社団法人日本弁当サービス協会 代表者 殿
食農協働レストラン事業協同組合 代表者 殿
社団法人日本冷凍食品協会 代表者 殿
社団法人日本惣菜協会 代表者 殿
日本デリカフーズ協同組合 代表者 殿
デリカサプライシステム協同組合 代表者 殿
日本フレッシュフーズ協同組合 代表者 殿
協同組合フレッシュフーズサプライ 代表者 殿
エムエスデリカチーム協同組合 代表者 殿
全国総菜宅配協会 代表者 殿
全国餃子焼売工業協会 代表者 殿
ピザ協議会 代表者 殿
日本食レストラン海外普及推進機構 代表者 殿
社団法人日本フードスペシャリスト協会 代表者 殿
社団法人日本回転寿司協会 代表者 殿

社団法人全国トマト工業会会長 殿
社団法人日本柑橘輸入協会会長 殿
日本蜜柑缶詰工業組合理事長 殿
社団法人日本パインアップル缶詰協会会長 殿
日本ジャム工業組合理事長 殿
社団法人日本果汁協会会長理事 殿
財団法人中央果実生産出荷安定基金協会理事長 殿
社団法人日本インドア・グリーン協会理事長 殿
財団法人日本花普及センター会長 殿
社団法人日本花き生産協会会長 殿
社団法人日本花き卸売市場協会会長 殿
社団法人日本生花商協会会長 殿
社団法人日本生花通信配達協会会長 殿
全国こんにやく協同組合連合会会長
社団法人日本蕎麦協会会長
財団法人いも類振興会理事長
日本特産農産物協会理事長
社団法人糖業協会 理事長
全国加工澱粉工業協同組合理事長
全国澱粉協同組合連合会会長
日本砂糖輸出入協会理事長 殿
全国砂糖特約店協同組合連合会会長 殿
全国砂糖代理店会会長 殿
社団法人糖業協会理事長 殿
財団法人日本豆類基金協会理事長 殿
財団法人全国落花生協会理事長 殿
雑穀輸入協議会理事長 殿
落花生輸入商社協議会理事長 殿
全国穀物商協同組合連合会理事長 殿
日本製餡協同組合連合会理事長 殿
全国フライビンズ組合連合会理事長 殿
全国落花生協同組合連合会理事長 殿
全国バターピーナツ加工協同組合理事長 殿
全国ピーナツバター工業協同組合理事長 殿
全国落花生産地煎りざや加工組合理事長 殿
全国甘納豆組合連合会会長 殿
財団法人日本こんにやく協会理事長 殿
日本ビート糖業協会会長 殿
日本甘蔗糖工業会会長 殿
日本分蜜糖工業会会長 殿

沖縄県黒砂糖工業会会長 殿
社団法人糖業協会理事長 殿
日本スターチ・糖化工業会会長 殿
全日本糖化工業会会長 殿
社団法人茶業中央会会長 殿
日本紅茶協会会長 殿
精糖工業会会長 殿
日本製糖協会会長 殿
全日本氷糖工業組合理事長 殿
全国茶生産団体連合会会長 殿
(社)日本施設園芸協会会長 殿
日本園芸農業協同組合連合会代表理事会長 殿
社団法人全国酪農協会会長理事 殿
財団法人酪農会館理事長 殿
財団法人森永酪農振興協会理事長 殿
社団法人中央酪農会議会長 殿
全国酪農業協同組合連合会代表理事長 殿
財団法人日本乳業技術協会理事長 殿
社団法人日本乳業協会会長 殿
社団法人全国農協乳業協会会長理事 殿
全国乳業協同組合連合会会長 殿
社団法人日本酪農乳業協会会長 殿
社団法人全国はっ酵乳乳酸菌飲料協会理事長 殿
社団法人日本アイスクリーム協会会長 殿
チーズ普及協議会会長 殿
日本輸入チーズ普及協会会長 殿
社団法人全国牛乳流通改善協会会長 殿
社団法人日本食肉加工協会理事長 殿
社団法人日本卵業協会会長 殿
社団法人日本食肉協議会会長 殿
社団法人日本食肉市場卸売協会会長 殿
社団法人日本食鳥協会会長 殿
社団法人日本食肉協会会長 殿
社団法人日本家畜商協会会長 殿
社団法人全国肉用牛振興基金協会会長 殿
社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会会長 殿
社団法人全国食肉学校理事長 殿
社団法人日本食肉格付協会会長 殿
社団法人全国食肉買参協会会長 殿
社団法人日本畜産副産物協会会長 殿

財団法人日本食肉流通センター理事長 殿
財団法人日本食肉消費総合センター理事長 殿
財団法人日本食肉生産技術開発センター理事長 殿
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長 殿
全国食肉事業協同組合連合会会長 殿
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長 殿
日本食肉輸出入協会会長 殿
全国食肉センター協議会会長理事 殿
一般社団法人日本養豚協会会長 殿
特例社団法人日本養鶏協会会長 殿
日本養豚事業協同組合代表理事理事長 殿
日本飼料工業会会長 殿
全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長 殿
全国酪農業協同組合連合会理事会長 殿
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長 殿
一般社団法人日本鶏卵生産者協会会長 殿
全国鶏卵販売農業協同組合連合会会長 殿
全国鶏卵加工協議会会長 殿
全国たまご商業協同組合 理事長 殿

全国漁業協同組合連合会 代表者 殿
全国水産加工業協同組合連合会 代表者 殿
全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会 代表者 殿
社団法人 大日本水産会 代表者 殿
社団法人 全国削節工業協会 代表者 殿
社団法人 日本鰹節協会 代表者 殿
社団法人 いわし食用化協会 代表者 殿
社団法人 日本昆布協会 代表者 殿
社団法人 全国すり身協会 代表者 殿
社団法人 日本缶詰協会 代表者 殿
全国珍味商工業協同組合連合会 代表者 殿
全国加工海苔協同組合連合会 代表者 殿
全国調理食品工業協同組合 代表者 殿
全国いか加工業協同組合 代表者 殿
日本寒天工業協同組合 代表者 殿
北海道昆布事業協同組合 代表者 殿
日本水産缶詰工業協同組合 代表者 殿
日本鮪缶詰輸出水産業組合 代表者 殿
日本わかめ協会 代表者 殿

農林水産省

プレスリリース

平成23年3月22日
農林水産省

21日の出荷制限の指示後の、卸売市場における野菜の取引の状況について(3月22日)

東京電力福島原子力発電所事故に関連し、政府の原子力対策本部において、野菜等について出荷制限の指示がなされたところですが、卸売市場の卸売業者(中央卸売市場88社、地方卸売市場48社)への聞き取りによれば、本日(22日)の取引状況は以下のとおりでした。

西日本の市場では、ほぼ平常の取引であったが、東日本の市場の一部において、次のような事例が見られた。なお、対象県以外の品目については、全国的にほぼ平常どおりであった。

1. 出荷制限の対象県の対象品目(ホウレンソウ)については、指示以前の発送分等を除き入荷はなかった。休日中に小売業者と成立した取引分について、小売業者から返品される事例が見られた。
2. 対象県の対象品目以外の品目についても、小売業者から敬遠の動きがあり、特に葉物については、市場の値が付かない事例が見られた。

農林水産省は、昨日(21日)、卸売市場の関係者に対して、卸売市場における生鮮食料品の取扱いについて、卸売市場法に基づき適切な対応をお願いする通知を发出し、市場関係者の理解は浸透しております。

なお、このことについては、量販店、小売関連団体に対しても通知を行ったところです。

関係者におかれましては、改めて、ご理解とご協力を賜り、冷静な対応を頂くようお願いいたします。

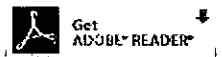
<添付資料>(添付ファイルは別ウインドウで開きます。)

- ・(別添1)出荷制限の指示後の卸売市場における野菜の取引の状況(PDF:23KB)
- ・(別添2)東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた卸売市場における生鮮食料品の取扱いについて(PDF:14KB) ... (省略)

— お問い合わせ先 —

総合食料局流通課
担当者:高崎、浅浦
代表:03-3502-8111(内線4104)
ダイヤルイン:03-3502-5729
FAX:03-3502-5336

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright.2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

出荷制限の指示後の卸売市場における野菜の取引の状況(平成23年3月22日)

